

告示

埼玉県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、神扇土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任			
職名	氏名	住	所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	
同	後上 孝	同	同 千五百五十三番地
同	澁谷 秀夫	同	同 千五百九十七番地
同	後上 正一	同	同 千五百二十六番地
同	後上 敏之	同	同 千五百二番地
同	内藤 健司	同	同 千六百九番地
同	岡田 健一	同	同 平須賀千七百二十五番地三
同	新井 克典	同	同 平須賀一丁目二百三十七番地
監事	後上 勝太郎	同	同 大字神扇千四百八十二番地
同	小沼 一	同	同 平須賀一丁目六十四番地
同	内田 清次	同	同 大字神扇千五百三十一番地
二 退任			
職名	氏名	住	所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	
同	後上 孝	同	同 千五百五十三番地
同	澁谷 秀夫	同	同 千五百九十七番地
同	後上 正一	同	同 千五百二十六番地
同	小林 茂	同	同 千五百十六番地
同	日下部 守	同	同 同 千六百一番地
同	後上 秀也	同	同 平須賀千百七十九番地一
同	新井 晴夫	同	同 平須賀一丁目二百四十四番地一
同	後上 勝太郎	同	同 大字神扇千四百八十二番地
同	小沼 一	同	同 平須賀一丁目六十四番地
同	内田 清次	同	同 大字神扇千五百三十一番地